

令和3年10月15日

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算
の支給についてのお知らせ

株式会社セービング
代表取締役 佐藤 武

令和2年度の介護職員処遇改善加算の支給についてお知らせ致します。

今年度も、介護職員の皆様に処遇改善の手当を支給いたしました。支給額につきましては、介護保険法にのっとり利用者様より頂いた処遇改善加算額を超えて支給を行っています。処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の介護職員の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く）をもとにし、令和2年度までに、昇給、各種手当、賞与によりベースアップをしており、処遇改善加算額を超えて介護職員の皆様に支給を行っております。したがって、令和2年度の支給は、毎月の給与の中で支給（基本給、各種手当、賞与）されており、すでに処遇改善加算額を上回り支給しております。

令和3年度の介護職員処遇改善加算に関しましても、給与の基準点は、処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の介護職員の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く）を基準点として計算を行いますので毎月の給与で基本給のベースアップ、各種手当により支給していきます。令和3年度の処遇改善加算についても、令和3年度の処遇改善加算額と基本給のベースアップ、各種手当等による支給額によって計算を行い適切に支給する予定となっております。

また、介護職員等特定処遇改善加算につきましても特定加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）の給与を基準として、10年以上の介護福祉士、その他の介護職員、その他の職員に基本給のベースアップと手当により毎月の給与で適切に支給を行いました。令和3年度の介護職員等特定処遇改善加算についても、基本給のベースアップ、各種手当により毎月の給与で支給する予定です。

福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員等特定処遇改善加算も同様に適切に支給を行い、令和3年度も基本給のベースアップ、各種手当により毎月の給与で支給する予定です。

なお、支給対象者は、支給月までに在籍していた介護職員が対象となりますので、ご留意下さい。